

[事案 25-26] 失効取消請求

・平成 25 年 9 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料未納および失効の案内が適切に行われていなかったとして、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 9 月に本契約が失効し、同年 12 月末には契約の復活可能期間も経過したが、以下の理由により、保険料未納および失効の案内が適切に行われていなかったことから、失効を取り消してほしい。

- (1) 平成 24 年 7 月に住所及び保険料振替口座変更にかかる手続きを完了しており、本契約を継続する意思を示している。
- (2) 新旧保険料振替口座の移行期間（平成 24 年 7～8 月）における平成 24 年 8 月作成の「保険料未納のご案内」は、平成 25 年 1 月になって郵送されてきた。
- (3) 本契約失効後の復活案内についても受領していない。
- (4) 他社については、事前に電話連絡があり、失効に至るトラブルはなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 失効前に、所定の事務手続に従い、保険料振替口座変更手続による移行期間中の保険料支払いについて、保険料未納案内を、振込用紙とともに、平成 24 年 8 月に契約者である申立人の新住所宛に郵送しており、特に宛先不明郵便として当社に返還されてはいない。
- (2) 失効後、所定の事務手続に従い、失効および復活の案内を、同年 9 月に契約者である申立人の新住所宛に郵送しており、特に宛先不明郵便として当社に返還されてはいない。
- (3) これら案内に先立って、同年 7 月に申立人配偶者より、当社に対して、住所及び保険料振替口座変更手続についての申出があったが、当社は契約者である申立人の新住所宛に、住所および保険料振替口座変更についての案内書類を郵送しており、これら案内書類は申立人から当社に返送され、各変更処理を実施している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 保険契約は附合契約であり、約款の規定によるが、保険料の支払いおよび失効については、「保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は、（中略）猶予期間の満了をもって効力を失う」旨規定しており、保険料の支払猶予期間は、払込期月の翌月末日までであり、その期間内に払い込まなければ、失効することになる。本契約は、平成 24 年 7

月分の保険料が払い込まれず、翌8月末日を経過したことから、約款の規定に従い、平成24年9月に失効した。

- (2) 保険会社は、本契約が失効する前の平成24年8月に、所定の事務手続に従い、申立人の新住所宛に振込用紙とともに保険料未納案内を郵便で発送している事実が認められ、また、同書面は返送された事実はなく、経験則上は発送後数日以内に申立人住所に到達したと考えるのが合理的である。仮に同書面を申立人が見ることが遅れたとしても、その責任を保険会社に負わせることはできない。
- (3) また、保険会社は、本契約失効後、平成24年9月に失効および復活の案内を、契約者である申立人住所宛に郵送しているが、これについても宛先不明で保険会社に返送された旨の記録はないことから、申立人のもとに届けられたものと推認される。
- (4) したがって、保険会社は、申立人に対し、本契約が失効してしまわないよう所定の手続きをとっており、申立人の主張を認めることはできない。